

川越市児童遊園 管理の手引き

川越市こども未来部こども育成課

(令和8年7月版)

目 次

1	はじめに	1
2	児童遊園とは	1
3	市と自治会の基本的な役割	2
4	児童遊園の利用のルール等	6
5	保険について	8
6	児童遊園の活用について	8
7	よくある質問	11

〔資料集〕

川越市児童遊園の設置等に関する要綱	13
川越市児童遊園に係る管理基準	15
川越市内児童遊園一覧	16

【問い合わせ先 及び 申請書の提出先】

川越市こども未来部こども育成課 こども支援担当
(本庁舎3階4番窓口)

住 所：〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1
電 話：049-224-5724 (直通)
F A X：049-224-6705

【市ホームページのご案内】

市ホームページでも児童遊園
の情報を掲載していますので、
ご利用ください。



児童遊園の
ページはこちら

川越市マスコットキャラクター ときも

1 はじめに

この手引きは、こどもたちやその保護者、児童遊園に関わる地域の方々が、児童遊園を安全に楽しく利用できるよう、市と自治会が行う管理について、より一層理解を深めていただくことを目的に作成しています。

自治会の皆様には、本書に基づいて、適切かつ安全に児童遊園を管理していただくようお願いします。

2 児童遊園とは

児童遊園は、地域の身近な遊び場として、幼児及び児童を交通事故から守り、その健全な育成を図ることを目的に、自治会からの設置申請に基づき市が設置しています。市内には、現在141箇所の児童遊園があります。

管理については、市と自治会が協同で行うこととし、遊具・設備等の保守点検、増設、修繕・更新、撤去などは市が行い、清掃、除草、樹木剪定、及び遊具・設備等の日常点検などは自治会が行っています。

児童遊園の設置や管理等について必要な事項は、「川越市児童遊園の設置等に関する要綱」、「川越市児童遊園に係る管理基準」に定めており、本書において具体的な内容を記載しています。

<参考> 都市公園との違い

市内には、本書に示す児童遊園のほか、市や国・県が設置して管理を行っている「都市公園」が数多くあります。

都市公園と児童遊園の違いは、次のとおりです。

都市公園	都市公園法に基づき、市や国・県が設置・管理しているもので、その基準等は法令で定められている。市の都市公園の管理については、 <u>市公園整備課</u> で実施。
児童遊園	自治会の申請に基づき設置。管理については、 <u>市こども育成課と自治会が協同</u> で行うが、清掃、除草等の日常の維持管理は自治会の皆様で実施。

3 市と自治会の基本的な役割

(1) 市の役割

市の基本的な役割は、主に遊具・設備等の管理に係る事項で、児童遊園内の遊具・設備等の保守点検や増設、修繕・更新、撤去等を行います。

①遊具・設備等の保守点検

児童遊園の整備に伴い市が設置した遊具・設備等については、年1回、専門業者に委託して保守点検を実施し、不具合や劣化の状態を確認しています。

保守点検では、ボルトやネジの増し締め・注油等の軽易なメンテナンスを行うとともに、保守点検を行った全ての遊具に「点検済」シールを貼付しています。また点検の結果、危険等の理由により使用に支障がある場合は、一時的に使用中止の措置を行うなどの対応をしています。

【点検済シールと使用中止の例】



点検済シール



使用中止のブランコ

②砂場の浄化、砂の補充

児童遊園内の砂場は、衛生環境や利用の快適性の向上を図るため、年1回、業者に委託して浄化作業を行っています。浄化作業では、ゴミ、落葉、フン等を取り除くとともに、安全性を確認した薬剤での消毒を行っています。

また、保守点検や浄化作業により砂量の減少を確認した場合は、予算の範囲内で砂の補充も行っています。

【砂場の浄化の様子】



ゴミ等の除去



薬剤散布

③遊具・設備等の増設、修繕・更新、撤去

遊具・設備等の増設、修繕・更新、撤去は、保守点検の結果や自治会からの申請（市への「児童遊園遊具等増設・修理・撤去申請書」の提出）などを踏まえ、市が行います。

なお、これらの対応は、保守点検で確認した劣化の進行具合や、児童遊園内の他の遊具・設備等の配置やスペースの状況、自治会や地域の方々の意向を踏まえながら、予算の範囲内で総合的に判断して決定します。ただし、内容によっては、お時間をいただくことや対応を見送らせていただくことがあります。

④児童遊園用地の契約等の手続き

児童遊園として使用している土地には、公有地（市・県等行政で所有している土地）と私有地のいずれもあります。

私有地の場合は、基本的に市と土地所有者（法人や個人の地権者）との間で無償の土地使用貸借契約を締結し、土地をお借りしています。契約の更新等の手続きは、市が行います。

⑤児童遊園の新設・廃止

市では児童遊園の新設・廃止を行っています。

新設する場合、自治会が日常の維持管理を行うこと、土地所有者や隣接地権者の同意が得られることなどの要件があります。

利用する幼児・児童の減少や、土地所有者の都合等により廃止を検討する場合についても、事前に市へご相談ください。

(2) 自治会の役割

自治会の基本的な役割は、主に日常の維持管理に係る事項で、児童遊園内の清掃、除草、樹木の剪定・害虫駆除及び遊具・設備等の日常点検などをお願いしています。

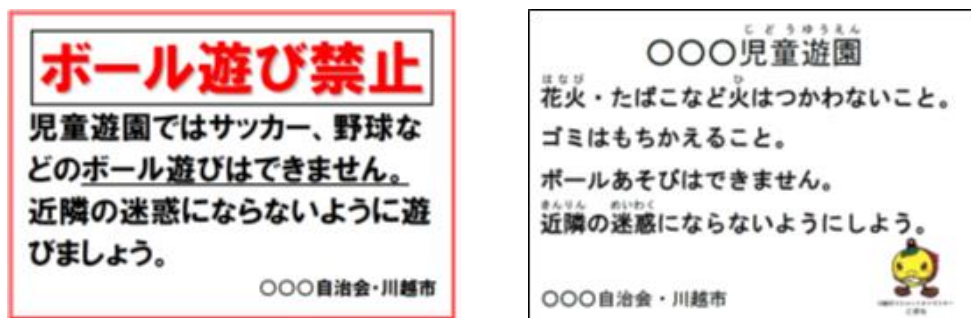
日常の維持管理については、ごみゼロ運動や地域活動の機会等を活用するとともに、日頃から児童遊園を利用している育成会・子ども会、ゲートボール実施団体等へ声掛けを行うなど、地域の方々が協力して実施できる体制を確保したうえで、適切に実施していただくようお願いします。

①ルール等の周知

「4 児童遊園の利用のルール等」(6ページ)に掲げる事項について、児童遊園を利用する方々へ周知をお願いします。

ルール等を記載した簡易な掲示(ラミネート加工したもの)を、市で作成することもできますので、希望される場合は市へご相談ください。

【市で作成する掲示の例】



②清掃、除草、整地

清掃については、日頃から児童遊園内の見回りを行うなど、美化に努めていただくようお願いします。

除草については、児童遊園の利用や隣接する土地に影響を及ぼすことが無いよう、定期的な対応が必要です。特に5月から9月頃までは雑草の繁茂が著しいため、適時除草をお願いします。なお、幼児・児童の安全上の観点から、除草剤の使用は禁止しています。

また、つまずきや転倒防止のため、特に除草後は、地面の凹凸が無いように整地をお願いします。

③樹木の剪定・害虫駆除

樹木の剪定については、樹木の生育状況等を考慮しながら、適宜ご対応をお願いします。自治会の皆様で剪定する場合は、事前に作業手順を確認し複数名で行うなど、安全に配慮しながら実施してください。

また、樹木に毛虫類など害虫が発生した場合は、駆除をお願いします。ただし、スズメバチなど人命に係わる害虫が発生した場合は、市へご連絡ください。そのほか、県内では近年、特定外来生物クビアカツヤカミキリによるサクラ、ウメ等のバラ科の樹木への被害が拡大しています。成虫を発見した場合は速やかに捕殺してください。また、成虫やフラス（木くずと幼虫のフンが混ざったもの）を発見した場合は、市へご連絡ください。

※アメリカシロヒトリなど毛虫類の駆除については、市環境政策課にて防除機械の貸出しと防除薬剤の交付を行っています（事前に申請が必要です）。

④遊具・設備等の日常点検

遊具・設備等の点検については、市が専門業者に委託して行う保守点検のほか、自治会の皆様にも日常点検をお願いしています。

日常点検は、遊具・設備等の安全性を確認していくうえで、市が行う保守点検と併せて重要な作業となりますので、少なくとも季節ごと（3箇月に1回程度）を目安に実施してください。なお、日常点検の方法等詳細については、別紙「児童遊園の遊具等 日常点検の手引き」のとおりです。

⑤「児童遊園遊具等増設・修理・撤去申請書」の提出

日常点検の結果などにより、遊具・設備等の増設、修繕・更新、撤去を要請する場合は、自治会長名にて「児童遊園遊具等増設・修理・撤去申請書」を市へご提出ください。

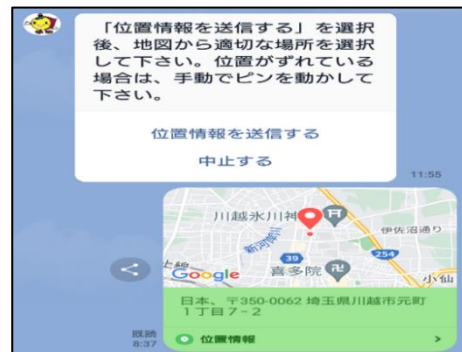
なお、遊具・設備等の破損などについては、市公式 LINE による「通報機能」（令和5年7月4日から運用開始）を利用することで、破損箇所の場所や状況をいつでも簡単に通報（情報提供）することができます。

※LINE からの通報（情報提供）に対しては、個別の回答や返信は原則行いません。

【市公式 LINE による通報（情報提供）の方法】

- ①市公式LINEを友だち登録
- ②LINEトップページから、「道路などの破損等を通報」をタップ
- ③通報の種類から、「公園に関する通報」をタップ
- ④「児童遊園に関する通報（川越市と自治会が協同で管理する公園）」をタップ
- ⑤通報する遊具・設備等の種類をタップ
- ⑥トーク画面に従って、位置情報や写真を送信

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



4 児童遊園の利用のルール等

児童遊園では、ゴミは放置しないで持ち帰る、大きな声で話したり騒いだりするなど近隣の迷惑になるような騒音を立てない等のマナーを守ったうえで、こどもたちをはじめ、自治会や地域の方々が気持ちよく利用できるよう、譲り合いながらご利用ください。

また、以下に掲げる基本的なルールを遵守していただきます。

①ボール遊びの禁止

児童遊園内でのボール遊び(野球(キャッチボール含む)、サッカー等)は禁止です。ただし、幼児用のやわらかいボールを使った遊びやゲートボール、グラウンドゴルフを除きます。

ゲートボールやグラウンドゴルフを行う場合は、児童遊園を利用するこどもたちが安全に遊べるスペースを確保するなど、ご配慮ください。

②火気使用の禁止

児童遊園内での喫煙は禁止です。花火等その他の火気使用については、自治会や地域の方々が、「青少年の健全育成という目的」で「条件を満たして使用する」場合を除き、禁止しています。

【花火等の火気使用の条件】

- 花火等火気の使用時間は、近隣に配慮し、原則午後9時までとすること
- 使用できる花火は、線香花火などの手持ち花火に限ること
- 花火等火気使用の際は、必ず保護者同伴で行うこと
- 花火等火気使用の際は、必ず水を用意し、使用後は後片付けのうえ、ゴミは必ず自宅に持ち帰ること
- 大きな話し声などを控え、近隣の迷惑にならないよう注意すること

なお、児童遊園の設置場所は、住宅密集地や寺社地等、様々であることから、周辺環境を考慮し、条件に関わらず、自治会において、花火等その他の火気使用を全面禁止としている児童遊園もあります。

③自動車等の乗り入れの禁止

幼児・児童の安全確保や地面の変形を防ぐため、児童遊園内への自動車等の乗り入れは禁止しています。ただし、維持管理や地域活動の準備等を行ううえで、必要な場合は除きます。

5 保険について

こどもたちをはじめ、自治会や地域の方々が、児童遊園を安全に楽しく利用し、管理できるように、市では各種保険に加入しています。事故等の発生を確認した場合は、速やかに市へご連絡ください。ただし、各種保険の適用可否については、発生した事故等の詳細を確認したうえでの判断となります。

①全国市長会市民総合賠償補償保険

児童遊園内において、市が設置した遊具・設備等、施設の瑕疵（欠陥）が原因となって発生した事故により、児童遊園の利用者など第三者に与えた損害（身体障害、財物損壊）の賠償が対象となります。

②市民活動補償制度（市地域づくり推進課）

市民活動団体（自治会など）が無報酬で行う市民活動中（児童遊園の清掃、除草等の活動を含む）の事故に対する補償制度で、活動中に発生した事故により、他人に与えた損害（身体障害、財物損壊）の賠償及び、活動者等が受けた傷害（死亡又は負傷）が対象となります。

6 児童遊園の活用について

（1）児童遊園の活用にあたって

児童遊園は、地域の身近な遊び場であるほか、自治会や地域の方々が日常の維持管理やイベント等を行う中、こどもたちと関わることによって、地域コミュニティを形成する場としても機能してきました。

しかしながら、市内の児童遊園の大多数は設置から40年以上経過し、利用状況や周辺環境だけでなく、管理を行う自治会の状況も、設置当時から変化していると考えられます。

このことから、自治会の皆様においても、地域における児童遊園の役割を再確認し、円滑な管理体制の確保に努めていただくとともに、地域の幼児・児童の健全育成につながるような児童遊園の活用等について、検討いただくようお願いします。

(2) 活用の例

ここでは、児童遊園の活用の一例を紹介します。

① 定期的な活動やイベントの場として活用

活動スペースが十分に確保できる児童遊園では、地域の幼児・児童の健全育成につながるものであれば、自治会や地域の方々が行う定期的な活動やイベントの場として活用いただけます。

具体的には、ラジオ体操や子ども会活動、地域の行事等の場として活用いただいているケースがあります。この場合は、市への使用許可申請等は必要ありませんが、「4 児童遊園の利用のルール等」に掲げる事項を遵守していただき、必要に応じて近隣のご理解を得ながら、活用いただくようお願いします。

<参考> 市の取組み「プレーパーク」

市では、児童センターの屋外広場を活用して、「プレーパーク」を実施しています。

プレーパークとは、こどもたちが自由に様々な遊びに挑戦したり、体験や交流ができる遊び場のことで、プレーリーダーが遊びの環境づくりを行います。

こどもたちの居場所として、こどもたちが外で遊ぶきっかけづくりとして、プレーパークは大変有意義なものであることから、市においても、地域への活動の輪を広げる取組みを推進していく予定です。

【プレーパークの様子】



ターザン遊び



どろ団子づくり

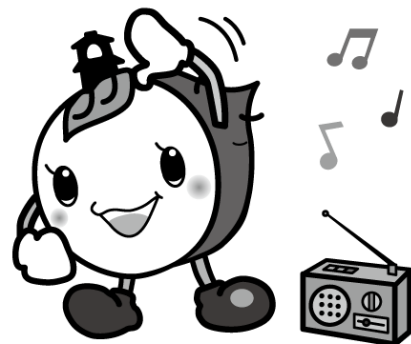
②市民花壇の設置

活動スペースの確保が難しい児童遊園では、こどもたちが花と親しめる場となるよう、市民花壇を設置しているケースがあります。

市民花壇とは、公共の空地など、多くの人が目にすることができる場所に花壇をつくり、地域の方々に花壇のお世話をしていただくことを条件に、市環境政策課が指定する花壇のことです。市民花壇に指定されると、市が花苗の支給（年2回）、枕木・擬木柵等の花壇を作るための資材の提供を行います。

なお、児童遊園内に市民花壇を設置する場合は、花壇と遊具・設備等との距離やスペースなど安全性の確保等について確認が必要となりますので、事前に市へご相談ください。

【児童遊園内の市民花壇】



川越市マスコットキャラクター ときも

7 よくある質問

Q 1 児童遊園の日常の維持管理にかかる経費について、自治会に対する補助金はあるか。

A 1 児童遊園は、基本的に自治会が清掃、除草、樹木の剪定、遊具・設備等の日常点検など日常の維持管理を行うことを要件として設置していることから、市からの補助制度はございません。
このことから、日頃から地域において円滑な管理体制の確保に努めていただくようお願いします。

Q 2 自治会で、児童遊園の除草や樹木剪定を行ったが、大量の草や枝をどのように処分したらよいか。

A 2 自己搬入が可能な場合は、市のごみ処理施設（東清掃センター、資源化センター）へ搬入してください。自治会長は、事前に市環境施設課へ搬入手数料の免除を申請することができます。
自己搬入が難しい場合は、自治会長から市収集管理課へ収集を依頼することも可能です（無料）。ただし、収集までに1週間程度かかる場合があります。
詳細は各申請先へお問い合わせください。

Q 3 児童遊園内の樹木が高木となり、自治会では剪定等の対応が難しい場合はどうしたらよいか。

A 3 高木の剪定等は、高所作業車や重機での対応を業者へ依頼することが想定されます。また、のちの維持管理を見据えて、剪定の度合いや伐採の要否の検討が必要となることも想定されます。特に伐採に関しては、自治会が植樹した場合を除き、土地所有者との協議が必要となります（市有地の児童遊園は、市との協議になります）。
対応については、まずは自治会や地域での検討をお願いしていますが、倒木の危険があるなど緊急性が高い場合は市へご相談ください。

- Q 4 市へ「児童遊園遊具等増設・修理・撤去申請書」を提出したが、いつ対応してもらえるのか。
- A 4 遊具等の修繕・更新に関しては、自治会からの申請のほか、市が毎年、専門業者に委託して行う保守点検で確認した劣化の進行具合等を考慮し、予算の範囲内で順次行うこととなります。また、遊具等の増設に関しては、児童遊園内の他の遊具・設備等の配置やスペースの都合上、ご希望に添えないことがあります。市内には数多くの児童遊園があり、上記の要因に加えて、市の財政状況も考慮しながら対応を決定していく必要があります。内容によっては、お時間をいただくことや、対応を見送らせていただくことにつきまして、ご了承ください。
- Q 5 児童遊園内のベンチを修理してほしい。
- A 5 ベンチの修繕についても、劣化の進行具合等を考慮し、予算の範囲内で順次行っています。なお、市で修繕を行うベンチは、市で設置したものに限ります。
- ※市で設置するベンチは、基礎を埋め込んで、地面に固定しています。
- Q 6 児童遊園内に水道・トイレを設置してほしい。
- A 6 水道・トイレの設置については、付近に上下水道が整備されている必要があることや、将来に渡って継続的な維持管理（設備の管理、清掃、トイレトーパーなどの備品の補充等）が必要となります。このことから、自治会での日常の維持管理が前提となる児童遊園においては、現在、設置を行っていません。

川越市児童遊園の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児及び児童を交通禍から守り、その健全な育成を図ることを目的とする川越市児童遊園（以下「児童遊園」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童遊園」とは、幼児及び児童が自ら又は保護者と共に遊戯に使用する施設を有する野外における遊び場をいう。

(設置の条件)

第3条 児童遊園の設置の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自治会が維持管理を行うこと。
- (2) 川越市内の土地であること。
- (3) 近隣に遊び場がなく、かつ、既存の児童遊園又は公園から概ね200メートル以上離れていること。
- (4) 面積は、330平方メートル程度であること。
- (5) 自動車等の乗り入れがないこと。
- (6) 借地の場合は、土地所有者の承諾が得られていること。
- (7) 予定する児童遊園に隣接する土地所有者の同意が得られていること。
- (8) 境界の確定、私権その他工事に支障となる事項がないこと。

(設置申請の手続)

第4条 児童遊園の設置を希望する自治会長は、児童遊園設置申請書（様式第1号）、児童遊園設置同意書（様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地の現況を撮影した写真
- (4) 土地の登記簿謄本

(設置の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地を調査し、適当と認めるときは児童遊園を設置する。

(設置決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により設置を決定したときは、児童遊園設置決定書（様式第3号）により、その旨を自治会長に通知するものとする。

(使用貸借の期間)

第7条 児童遊園の用地の使用貸借の期間は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事費の予定額が300万円未満の場合 5年以上

(2) 工事費の予定額が300万円以上の場合 10年以上

(契約の締結)

第8条 市長は、設置工事に着手する前に境界の確定、私権その他工事に支障となる事項がないことを確認した後、土地使用貸借契約を締結するものとする。

(施設の整備)

第9条 市長は、予算の範囲内において整地、外柵その他の必要な施設を整備するものとする。

2 整備後において、遊具等の増設、修理、撤去等の必要が生じた場合、自治会長は、児童遊園遊具等増設・修理・撤去申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 遊具等の増設、修理、撤去等は、市長が行うものとする。

(管理)

第10条 市長は、自治会長に児童遊園の適切な管理を行わせるものとする。

2 自治会長は、児童遊園を善良な管理のもとに保全し、良好な状態で利用できるように努めなければならない。

3 自治会長は、遊具等に破損又は異常を発見した場合には、速やかに市長に報告するものとする。

(契約の更新)

第11条 市長は、自治会長及び土地所有者と協議のうえ、契約の更新による使用貸借の期間を決定するものとする。

(児童遊園の廃止)

第12条 自治会長は、土地所有者の都合等によりやむを得ず児童遊園を廃止する場合は、児童遊園廃止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、土地を返還する場合は、土地返還決定書(様式第6号)により所有者に通知し、原状に復する等の措置を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

2 この要綱施行前にちびっこ広場設置要綱、遊園地設置要綱及び川越市児童遊園設置要綱の規定によって設置されたちびっこ広場、遊園地及び児童遊園は、この要綱の規定により設置された児童遊園とみなす。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

川越市児童遊園に係る管理基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川越市児童遊園の設置等に関する要綱（平成24年11月7日市長決裁。以下「要綱」という。）に基づき、川越市児童遊園の適切な管理について、必要な事項を定めるものとする。

(管理の内容)

第2条 要綱第10条第1項の適切な管理とは、次に定めるところによる。

- (1) 遊具等の日常点検を行うこと。
- (2) 除草及び清掃を行うこと。
- (3) 地盤（地面）の整備を行うこと。
- (4) 樹木の剪定を行うこと。

ただし、寺社地及び共有地などにある所有者が特定できない樹木で、剪定の域を超えて成長した樹木の枝切り等については、自治会長と協議のうえ、対応するものとする。

- (5) 樹木に発生した害虫の駆除を行うこと。

ただし、スズメバチ等、人命に係わるような害虫は除く。

- (6) ボール遊び（野球（キャッチボールを含む）、サッカー）は禁止とし、その旨の内容を含めた、児童遊園利用者への注意を喚起する看板の設置を行うこと。

ただし、ゲートボール、グラウンドゴルフ、幼児用の柔らかいボール遊びは除く。

- (7) 喫煙は禁止とし、花火等その他の火気使用は、青少年の健全育成を目的とするもので、以下イからホの条件を満たす場合を除き禁止とし、その旨の内容を含めた児童遊園利用者への注意喚起を行うこと。

イ 花火等火気の使用時間は、近隣に配慮し、原則午後9時までとすること。

ロ 使用できる花火は、線香花火などの手持ち花火に限ること。

ハ 花火等火気の使用の際は、必ず保護者同伴で行うこと。

ニ 花火等火気の使用の際は必ず水を用意し、使用後は後片付けのうえ、ゴミは必ず自宅に持ち帰ること。

ホ 大きな話し声などを控え、近隣の迷惑にならないよう注意すること。

- (8) その他、児童遊園の設置の目的のために必要な維持管理を行うこと。

附 則

この基準は、平成24年12月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年12月3日から施行する。

川越市内児童遊園一覧

令和8年4月1日

No.	基本情報					
	地区	地区毎No.	児童遊園名	管理自治会	所在地	地籍(m ²)
1	本庁	1	宮下町2丁目	宮下町2丁目	宮下町2-7-17他	259
2		2	宮元町	宮元町	宮元町4先	393
3		3	妙義神社	宮元町	宮元町32-5	156
4		4	柁稲荷	石原町1丁目	石原町1-32-4他	545
5		5	石原公民館	石原町2丁目	石原町2-64-6	229
6		6	上野田中央	上野田町	上野田町7-34	88
7		7	上野田北	上野田町	上野田町55-2	327
8		8	野田神社(境内)	野田町1丁目	野田町1-11-6	247
9		9	野田団地	野田町1丁目	野田町1-12-84	92
10		10	野田町1丁目	野田町1丁目	野田町1-23-111	111
11		11	野田町2丁目	野田町2丁目	野田町2-16-161	143
12		12	熊野神社	今成2・3丁目	今成3-4-4	331
13		13	警視庁団地	今成4丁目	今成4-9-5	306
14		14	氷川神社	小室町	小室297-2	350
15		15	出世稲荷	松江町1丁目	松江町1-7-1	700
16		16	三姿土田稲荷	小仙波町4丁目	小仙波町4-9-4	165
17		17	氷川神社	仙波町4丁目	仙波町4-19-2	655
18		18	浅間神社	富士見町	富士見町21-1	312
19		19	菅原神社	菅原町	菅原町9-6	166
20		20	新宿3丁目	新宿町3丁目	新宿町3-3-1	197
21		21	新宿城南	新宿町3丁目	新宿町3-20-37	95
22		22	メイツ川越	新宿町3丁目	新宿町3-10-1	100
23		23	4丁目	新宿町4丁目	新宿町4-4-52	119
24		24	岸町1丁目	岸町1丁目	岸町1-52-13	244
25		25	三光町団地	三光町	三光町35-21	218
26		26	六塚稲荷	六軒町1丁目	六軒町1-17-2	96
27	芳野	1	北田島	北田島	北田島329他	379
28		2	菅間中・下	菅間中・下	菅間764	331
29		3	石田本郷	石田本郷	石田本郷605-1	612
30		4	稲荷神社	石田本郷	石田本郷697他	613
31		5	西門公民館	鴨田第1	鴨田405-1他	2,474
32		6	鍛冶屋敷	鴨田第1	鴨田6111-1	973
33		7	稲荷神社	鴨田第3	鴨田1800	358
34		8	八幡神社	鴨田第3	鴨田1072-1	285
35		9	伊佐沼	伊佐沼	伊佐沼500-2他	340
36		10	鹿飼	鹿飼	鹿飼421他	3,046
37		11	鹿飼(境内)	鹿飼	鹿飼405他	852
38		12	中老袋	中老袋	中老袋70	208
39	古谷	1	宿	宿	古谷上4645他	1,414
40		2	古川端	古川端	古谷上8111-1他	173
41		3	氷川神社	古谷本郷上	古谷本郷872	538
42		4	古谷本郷上	古谷本郷上	古谷本郷1043-2	378
43		5	八幡神社	古谷本郷下	古谷本郷1406	662
44		6	公民館	古谷本郷下	古谷本郷1050-2他	311
45		7	神明神社	小中居	小中居664	330
46		8	氷川神社	大中居	大中居671	331
47		9	高島神社	高島	高島86-2	552
48		10	八ツ島	八ツ島	八ツ島27-1	257
49		11	下老袋	下老袋	下老袋338	497
50	南古谷	1	神明神社	今泉	今泉505	859
51		2	今泉	今泉	今泉86-12	122
52		3	上久下戸	上久下戸	久下戸2007-1他	1,413
53		4	神明神社	菅沼	菅沼2606-2	505
54		5	渋井観音	渋井	渋井703-1他	258
55		6	氷川神社	古市場	古市場1-2	68
56		7	川越ハイツ	川越ハイツ	牛子427-14	723
57	高階	1	藤間上	藤間上	藤間1099-3他	1,029
58		2	武蔵野	藤間東	砂新田1776-5他	81
59		3	富士ヶ丘	富士ヶ丘	下松原662-4	171
60		4	日枝神社	寺尾第4	寺尾641	496
61		5	砂新田南	砂新田南	砂新田372-5	410
62		6	五ツ又第2	五ツ又	砂新田5-38-19	132
63		7	春日神社	砂新田1丁目	砂新田139	108
64		8	氷川神社	砂第1	砂642-4	343
65		9	砂第3	砂第3	砂835-6	573
66		10	高砂	高砂	砂907-1	1,049
67	福原	1	武蔵町	武蔵町	下赤坂657	1,172
68		2	上松原	上松原	上松原363	671
69		3	稲荷神社	下松原下	下松原232	993
70		4	わかひ	今福下	今福952-18	98
71		5	平岡	今福下	今福815-14	100

川越市内児童遊園一覧

令和8年4月1日

No.	基本情報						
	地区	地区毎No.	児童遊園名	管理自治会	所在地	地籍 (㎡)	
72	福原	6	今福原	今福原	今福1253-2	667	
73		7	北平野	今福原	今福1111-7	153	
74		8	北平野第2	今福原	今福1054-15	99	
75		9	霞町	霞町	今福1014-70他	1,081	
76		10	八雲神社	中台元町	中台元町1-13-10	587	
77		11	中台2丁目	中台	むさし野3-28	126	
78		12	稲荷神社	砂久保	砂久保66	546	
79		13	砂久保第1	砂久保	砂久保37-23	267	
80		14	砂久保第2	砂久保	砂久保137-6他	178	
81		15	砂久保第3	砂久保	砂久保78-3	100	
82		16	甲山	今福北	今福728-21	177	
83		17	北野台南	今福北	今福708-4	201	
84		18	北野台	今福北	今福714-6	136	
85		大東	1	菅原神社	南大塚	南大塚2-4-7	1,129
86			2	窪川	南大塚	むさし野31-3他	210
87			3	菅場	南大塚	南大塚6-27-23	176
88			4	大塚新田	大塚新田	大塚1-14-22	482
89			5	白山神社	寿町1丁目	寿町1-2302	401
90	6		八坂神社	豊田町	豊田町2-24-1	270	
91	7		山王筋	豊田町	豊田町3-19-6	100	
92	8		白髭神社	豊田本	豊田本4-22-1	500	
93	9		薬師堂	豊田本	豊田本2-6-13	199	
94	10		西会	豊田本	豊田本3-13-27	500	
95	11		池辺	池辺	池辺261-1	331	
96	12		大袋(白髭)	大袋	大袋255	1,543	
97	13		泉福寺	増形	増形236-1	922	
98	14		台ノ上	増形	増形370-1	465	
99	15		東公園	日東町	日東町4	717	
100	16		大袋新田	大袋新田	大袋新田873	760	
101	17		大袋新田第2	大袋新田	大袋新田777-38他	268	
102	18		山城	山城	山城36-1他	323	
103	19		天神社	藤倉	藤倉1-15-1	717	
104	20		氷川神社	かし野台	かし野台1-13-3	231	
105	霞ヶ関	1	愛宕神社	の場中組	の場1204-1	30	
106		2	の場北新田	の場中組	の場1293-2他	972	
107		3	上沢	の場上組	の場134	263	
108		4	八幡神社	の場上組	の場529	330	
109		5	の場八幡前	の場上組	の場431-10	100	
110		6	鏡神社	大町	笠幡282-5	66	
111		7	本町	本町	笠幡1941-2	653	
112		8	笠幡協栄	協栄	笠幡2360-1	843	
113		9	西部	西部	笠幡2799-2	366	
114		10	西部第2	西部	笠幡2543-1	3,750	
115		11	大笠	大笠	笠幡2754-1	2,396	
116		12	上野	上野	笠幡3795-1	322	
117		13	(山伝)第1	山伝	笠幡4815-18	246	
118		14	笠幡団地第1	笠幡グリーパーク	笠幡4004-2	250	
119		15	笠幡団地第2	笠幡グリーパーク	笠幡4004-2	350	
120		16	笠幡団地第3	笠幡グリーパーク	笠幡4004-2	600	
121		17	笠幡団地第4	笠幡グリーパーク	笠幡4004-2	200	
122	霞ヶ関北	1	角栄団地第1	霞ヶ関北	霞ヶ関北1-7-15	600	
123		2	角栄団地第2	霞ヶ関北	霞ヶ関北4-5-13	194	
124		3	角栄団地第3	霞ヶ関北	霞ヶ関北4-6-14	358	
125		4	角栄団地第4	霞ヶ関北	霞ヶ関北4-10-13	367	
126		5	角栄団地第5	霞ヶ関北	霞ヶ関北5-2-8	309	
127		6	角栄団地第6	霞ヶ関北	霞ヶ関北5-3-8	458	
128		7	角栄団地第7	霞ヶ関北	霞ヶ関北5-4-8	288	
129		8	みなみ松ノ木	みなみ	の場2006-1他	412	
130	名細	1	鯨井第1	鯨井	鯨井1630	513	
131		2	鯨井第2	鯨井	鯨井1118-1	552	
132		3	上戸	上戸	上戸316-1	331	
133		4	吉田	吉田	吉田192-1	1,306	
134		5	団地内南	みよしの	吉田650-6他	365	
135		6	団地内	下広谷南	下広谷899-1他	349	
136		7	平塚	平塚	平塚96-1	766	
137		8	小堤東	小堤東団地	小堤550-2	2,685	
138	山田	1	八咫神社	上寺山	上寺山497-1	323	
139		2	山田西町	山田西町	山田894-2	276	
140		3	山田西町第2	山田西町	山田908-12	168	
141		4	石田	石田	石田639	915	